

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成21年5月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第45号

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(認定申請書に添えるべき図書等)

第3条 省令第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号にそれぞれ定める図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた場合 住宅性能評価書の写し
- (2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査を要する場合 同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に必要な図書
- 2 省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前項第1号の場合において、各階床伏図、小屋伏図及び各種計算書とする。
- 3 敷地（敷地の一部を含む。）が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域を明示しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項（法第9条第1項の規定による場合を含む。）又は第10条の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条又は第13条の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げの場合は、申請取下届出書（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定しない旨の通知等）

第5条 知事は、法第6条第1項の認定又は法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）に省令第2条第1項若しくは第8条の申請書の副本及びその添付図書又は省令第11条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第10条の承認をしないときは、承認しない旨の通知書（第3号様式）に省令第12条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第6条 認定計画実施者は、当該認定に係る住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅の建築の状況について、建築工事完了報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、法第12条の規定による報告をしなければならない。

（1） 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（同法第6条第1項の確認の申請書を提出した場合に限る。）

（2） その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合を除き、法第12条の規定による報告は、状況報告書（第5号様式）により行わなければならない。

3 共同住宅等の2以上の住宅に係る前2項の規定による報告を同時に行う場合において、当該報告の際添付する書類が同一であるときは、当該2以上の住宅の建築工事完了報告書又は状況報告書及び1の添付書類により行うことができる。

（計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ）

第7条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第6号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第8条 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

（手数料納付票）

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部584の2及び584の3の項に規定する手数料を

納付する者は、省令第2条第1項、第8条又は第11条の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第8号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ㊟
 （法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4条の規定により申請を
 取り下げたいので届け出ます。

記

| | | | | |
|---------------|-----------|---------------------|---------|------|
| 申 請 の 種 類 | | 認定申請 | 変更認定申請 | 承認申請 |
| 申 請 年 月 日 | | 年 月 日 | | |
| 申請に係る住宅の位置 | | | | |
| 建 築 物 | 建 設 方 | 一戸建ての住宅 共同住宅等 | | |
| | 構 造 ・ 階 数 | 造・地上階、地下階 | | |
| | 認定申請対象住戸数 | 戸（一戸建ての住宅の場合は、記入不要） | | |
| 申 請 取 下 げ 理 由 | | | | |
| 備 考 | | | | |
| 連 絡 先 | 住 所 | | 法 人 名 | |
| | 氏 名 | | 電 話 番 号 | |

注意

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 申請の種類欄及び建て方欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 申請取下げ理由欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 共同住宅等の場合は、備考欄に届出に係る住戸が特定できるよう記入してください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事



次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

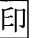
記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定に係る住宅の構造
- 6 認定しない理由

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の承認をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 承認しない理由

建築工事完了報告書
（第1面）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第1項の規定により報告します。

第2面に記載の事項は事実に相違ありません

工事監理者氏名 ㊟

| | | | |
|------------|----|-----------|--|
| 認定年月日・認定番号 | | 年 月 日 第 号 | |
| 建築工事完了日 | | 年 月 日 | |
| 認定に係る住宅の位置 | | | |
| 備 考 | | | |
| 連絡先 | 住所 | 法人名 | |
| | 氏名 | 電話番号 | |

注意

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。
- 3 工事監理者が建築士の場合は、工事監理者氏名欄に資格及び登録番号も記載してください。

(第2面)

工事監理の状況

| | 確認を行 った部 位、材料 の種類等 | 照合内容 | 照合を行 った設計 図書 | 設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項 | 照合方法 | 照合結果 (不適の場合 には建築主に 対して行った 報告の内容) |
|---|-----------------------------|------|--------------------|-----------------------------------|------|--|
| 主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料の 種類、品質、形状 及び寸法 | | | | | | |
| 主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料の 接合状況、接合部 分の形状等 | | | | | | |
| 建築物の各部分の 位置、形状及び大 きさ | | | | | | |
| 構造耐力上主要な 部分の防錆、防腐 及び防蟻措置及び 状況 | | | | | | |
| 開口部に設ける建 具の種類及び大き さ | | | | | | |
| 断熱材の種類、品 質、形状及び寸法 | | | | | | |
| 点検口の位置及び 大きさ | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

状況報告書

年 月 日

香川県知事

殿

報告者 住所

氏名

㊟

（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の（建築・維持保全）の状況について、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

| | | | | |
|------------|-----|-----------|------|--|
| 認定年月日・認定番号 | | 年 月 日 第 号 | | |
| 認定に係る住宅の位置 | | | | |
| 備 考 | | | | |
| 連絡先 | 住 所 | | 法人名 | |
| | 氏 名 | | 電話番号 | |

注意

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

香川県知事 殿

申出者 住所

氏名 ㊟
 （法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、
 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により申し出ます。

記

| | | | | |
|------------|-----|-----------|--|---------|
| 認定年月日・認定番号 | | 年 月 日 第 号 | | |
| 認定に係る住宅の位置 | | | | |
| 備 考 | | | | |
| 連絡先 | 住 所 | | | 法 人 名 |
| | 氏 名 | | | 電 話 番 号 |


注意

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

記

1 認定年月日・認定番号

年 月 日 第 号

2 認定を取り消した理由

第8号様式（第9条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

| |
|--|
| 申請手数料額 |
| 申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 変更認定申請（ <input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合） |
| 住宅性能評価の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 香川県証紙欄 |
| ※受付年月日・受付番号 年 月 日 ・ 第 号 |

割印

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価の交付の有無欄は該当する□に「レ」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加し、申請者の割印を押してください。
- 4 証紙は、欄内にはってください。はれないときは、裏面又は別紙にはってください。別紙にはるときは、割印をしてください。